

議題 1) 学校体育施設開放事業について

白井市学校体育施設開放に関する規則第6条第3項の規定により下記のとおり報告します。

1. 令和4年度学校体育施設開放利用登録団体
2. 令和4年度、3年度施設別・種目別登録団体比較
3. 学校体育施設開放団体登録概要〈令和5年度〉
4. 学校体育施設開放利用者遵守事項

令和4年度学校体育施設開放利用登録団体（小学校）

学校名	NO	登録団体名	種目
第一小	1	白井タイガース	少年野球
	2	トラオムサッカークラブ	サッカー
	3	DUNK SHOT	バスケットボール
	4	フィーニックス	ミニバスケットボール
	5	464GENERAL	バスケットボール
	6	白井バスケクラブ	バスケットボール
	7	Buzzer Beat	バスケットボール
	8	バドバスケットボールクラブ	バドミントン・バスケットボール
第二小	1	しろいスポーツヴィレッジ	グラウンドゴルフ
	2	白井ランチャーズ	少年野球
	3	白井太鼓倶楽部	太鼓
	4	シンプルプレジャー	バスケットボール
	5	プログレスJr	バドミントン
	6	白井チアリーディングクラブ	チアリーディング
	7	大山口中学校PTAバレー部	バレーボール
	8	フィーニックス	ミニバスケットボール
	9	七次台体操クラブ	器械体操
第三小	1	白井富士フットボールクラブ	少年サッカー
	2	西白井スピアーズ	ミニバスケットボール
	3	白三小PTAバレーボール部	バレーボール
	4	フリースタイル	インディアカ
	5	白井第三体操クラブ	体操
	6	ONスポーツクラブ	卓球
	7	白井ナッシージュニアバドミントン	バドミントン
	8	S T E P	卓球
	9	ONスポーツクラブ	ソフトバレーボール
	10	HOOPERS	バスケットボール
	11	日本空手道満空会	空手
大山口小	1	D S ツインズ	少年野球
	2	大山口サッカークラブ	少年サッカー
	3	昂MBC	ミニバスケットボール
	4	ボーグス	バスケットボール
	5	大山口体操クラブ	器械体操
	6	ONスポーツクラブ	筋力トレーニング・ストレッチ
	7	シンプルプレジャー	バスケットボール
	8	大山口小PTAバレー部	バレーボール
	9	ヒムネダ	バスケットボール
	10	チームK	バレーボール
	11	隼	バドミントン
清水口小	1	清水口ファイターズ	少年野球
	2	白井フットボールクラブ	少年サッカー
	3	清水口オーロラ	ミニバスケットボール
	4	フィーニックス	ミニバスケットボール
	5	西白井スピアーズ	ミニバスケットボール
	6	やまびこ	バドミントン
	7	ONスポーツクラブ	バドミントン
	8	白井剣道スポーツ少年団	剣道
	9	白井剣友会	剣道
	10	七次台小学校PTAバレーボールサークル	バレーボール
	11	タケチャンス	バドミントン

学校名	NO	登録団体名	種目
南山小	1	白井ライナース	少年野球
	2	ホワイトスターズ	ソフトボール
	3	ワイルドキャッツ	ミニバスケットボール
	4	VIOLETS	バレーボール
	5	カイト	バレーボール
	6	V・Fellow	バレーボール
	7	クリーンホホワイト	バレーボール
	8	池の上小PTAバレー部	バレーボール
	9	南山バレークラブ	バレーボール
	10	県さつき	バレーボール
	11	グッドフレンズ	バスケットボール
	12	ハイクリア	バドミントン
	13	クロークラブ	バレーボール
	14	七次台バーソンス	バドミントン
七次台小	1	七次台ジャガーズ	少年野球
	2	白井ジュニアソフトボールクラブ	ソフトボール
	3	七次台ドリームス	ソフトボール
	4	クロークラブ	バレーボール
	5	ブルームーン	バレーボール
	6	七次台小学校PTAバレーボールサークル	バレーボール
	7	ONスポーツクラブ	ウォーキング・ストレッチ
	8	ONスポーツクラブ	太極拳
	9	シンプルプレジャー	バスケットボール
	10	七次台体操クラブ	器械体操
	11	七次台バーソンス	バドミントン
	12	タケチャンス	バドミントン
池の上小	1	池の上グラウンドゴルフクラブ	グラウンドゴルフ
	2	しろいらグビークラブ	タグラグビー
	3	堀込第三ファミリーズ	ソフトボール
	4	スポーツコミュニティみなみ	キッズスポーツ
	5	アヴァンスサッカークラブ	サッカー
	6	池の上小PTAバレー部	バレーボール
	7	VIOLETS	バレーボール
	8	白井チアリーディングクラブ	チアリーディング
	9	スポーツコミュニティみなみ	バドミントン
	10	BC白井ジュニア	バドミントン
	11	南山中学校PTAバレー部	バレーボール
	12	スポーツコミュニティみなみ	吹き矢
	13	池の上バスケットボールクラブ	バスケットボール
	14	白井ナッシージュニアバドミントン	バドミントン
	15	ブルームーン	バレーボール
桜台小	1	桜台ウイングス	少年野球
	2	桜台F C	少年サッカー
	3	桜台スポーツクラブ	グラウンドゴルフ
	4	白桜会	グラウンドゴルフ
	5	桜台キングス	ミニバスケットボール
	6	桜台小中PTAバレーボールサークル	バレーボール
	7	桜台スポーツクラブ	卓球
	8	POSE I DON	バスケットボール
	9	Buzzer Beat	バスケットボール
	10	桜台オウルズ	バスケットボール

令和4年度学校体育施設開放利用登録団体（中学校）

学校名	NO	登録団体名	種目
白井中	1	クリーンホワイト	バレーボール
	2	フェニックス	バレーボール
	3	しろいスポーツヴィレッジ	ソフトテニス
	4	しろいスポーツヴィレッジ	卓球
	5	しろいスポーツヴィレッジ	バドミントン
	6	Planet	バスケットボール
	7	白井中学校区PTAバレーボール部	バレーボール
	8	MARS	バレーボール
	9	サツキバスケットボールクラブ	バスケットボール
	10	白井弓友会	弓道
	11	白井市弓道連盟	弓道
大山口中	1	白井柔道協会	柔道
	2	ボーグス	バスケットボール
	3	西白井卓球クラブ	卓球
	4	白井卓球クラブ	卓球
	5	大山口中学校PTAバレー部	バレーボール
	6	ミルキー	バレーボール
	7	HOOPERS	バスケットボール
	8	TULALA	バスケットボール
	9	格闘ファイトクラブ	キックボクシング グラップリング
南山中	1	スポーツコミュニティみなみ	筋力トレーニング・ストレッチ
	2	合気道白井道場	合気道
	3	北総白井生涯剣友会	剣道
	4	スポーツコミュニティみなみ	卓球
	5	南山中学校PTAバレー部	バレーボール
	6	堀南卓球クラブ	卓球
	7	スポーツコミュニティみなみ	太極拳
	8	さつき	バレーボール
	9	FOOL	バスケットボール
	10	グリーンズグロー	テニス
	11	大空クラブ	ソフトテニス
	12	南山剣友会	剣道
七次台中	1	清水ロパワーズ	ソフトボール
	2	ONスポーツクラブ	バウンドテニス
	3	スイング	バドミントン
	4	White Material	卓球
	5	INCIDENTS	バスケットボール
	6	すみれ	バレーボール
	7	SEVEN NEXTARS	バスケットボール
	8	white bee	バスケットボール
	9	七次台中学校PTAバレーボール	バレーボール
	10	BEAT DRIVE	バスケットボール

学校名	NO	登録団体名	種目
桜台中	1	桜台剣友会	剣道
	2	桜台スポーツクラブ	ソフトバレーボール
	3	桜台ジュニアバドミントンクラブ	バドミントン
	4	桜台小中PTAバレーボールサークル	バレーボール
	5	S.D.R E X	バスケットボール

随時利用

1	フォトン・アフエア	バスケットボール
---	-----------	----------

令和4年度、令和3年度登録団体 比較表

《 団体数 》

※随時利用団体（1団体 13名）は除く

	令和4年度			令和3年度			比 較		
	小 学 校	中 学 校	合 計	小 学 校	中 学 校	合 計	小 学 校	中 学 校	合 計
校 庭	23	1	24	24	1	25	▲ 1	0	▲ 1
体育館	78	34	112	74	34	108	4	0	4
庭球場	—	2	2	—	2	2	—	0	0
弓道場	—	2	2	—	2	2	—	0	0
柔剣道場	—	8	8	—	7	7	—	1	1
計	101	47	148	98	46	144	3	1	4

団体数と種目別登録数との差については
1団体が2種目行っているため。（白井第一小学校）

《 登録人数 》

	令和4年度			令和3年度			比 較		
	小 学 校	中 学 校	合 計	小 学 校	中 学 校	合 計	小 学 校	中 学 校	合 計
校 庭	969	20	989	1,111	21	1,132	▲ 142	▲ 1	▲ 143
体育館	3,944	1,233	5,177	3,627	1,389	5,016	317	▲ 156	161
庭球場	—	22	22	—	24	24	—	▲ 2	▲ 2
弓道場	—	89	89	—	85	85	—	4	4
柔剣道場	—	587	587	—	645	645	—	▲ 58	▲ 58
計	4,913	1,951	6,864	4,738	2,164	6,902	175	▲ 213	▲ 38

《 種目別登録数 》

		小学校	中学校	合 計
1	少年野球	7		7
2	少年サッカー	6		6
3	ソフトボール	4	1	5
4	テニス		1	1
5	ソフトテニス		2	2
6	グラウンドゴルフ	4		4
7	バスケットボール	16	11	27
8	ミニバスケットボール	9		9
9	バレーボール	21	11	32
10	ソフトバレーボール	1	1	2
11	バドミントン	14	3	17
12	インディアカ	1		1
13	卓 球	3	6	9
14	剣 道	2	3	5
15	空手道	1		1
16	柔 道		1	1
17	太極拳	1	1	2
18	合気道		1	1
19	弓 道		2	2
20	太 鼓	1		1
21	ドッジボール			0
22	ストレッチ・筋力トレーニング	1	1	2
23	ウォーキング ストレッチ	1		1
24	低学年スポーツ、キッズスポーツ教室	1		1
25	吹き矢	1		1
26	体操／器械体操	4		4
27	チアリーディング	2		2
28	模型飛行機※			0
29	バウンドテニス		1	1
30	タグラグビー	1		1
31	キックボクシング		1	1
	合 計	102	47	149

※白井第一小学校の1団体のみ、バドミントン・バスケットボールの2種目で登録

学校体育施設開放団体登録概要〈令和5年度〉

学校体育施設開放については、社会体育の普及および市民がスポーツに親しみ健康の維持増進を図ることを目的として、学校教育に支障のない範囲で、小・中学校体育施設を開放するもので、学校体育施設を利用する場合は、団体利用の登録が必要です。

また、登録をすることで必ずしも希望する日時が利用できることを保証するものではありませんので、予めご了承ください。

教育委員会及び学校は、教育委員会及び学校の責めに帰すべき場合を除き、学校体育施設開放を利用し発生した事故やケガ等、いかなる損害やトラブルの責めを負いません。

〈利用施設及び利用時間〉

白井市内の小・中学校の校庭、体育館、柔剣道場、弓道場

- ※ 校庭は、子どもの硬式野球と大人の野球には使用できません。また、体育館はフットサルや屋内サッカーには使用できません。これら以外の種目でも、施設の管理上利用できない場合があります。
- ※ 弓道場の利用については経験者に限ります。
- ※ 構成員に中学生以下が含まれる場合、登録時間は午後9時30分までとなります。
- ※ 中学生以下は、付き添いであっても、午後9時30分以降に学校敷地内にいることの無いよう帰宅させること。

〈利用期間〉

令和5年4月1日（土）～ 令和6年3月31日（日）の1年間

- ※ 利用時間等の詳細については学校体育施設開放利用者遵守事項（P7）を参照してください。

〈登録条件〉

- 登録人数の合計が10人以上の団体であり、構成員の半数以上が白井市に在住、在勤、または在学をしていること。及び、活動人員がおおよそ10人以上いる団体であること。
- 団体の活動拠点が白井市であること。
- 団体には、白井市に在住または在勤し、団体を統括できる20歳以上の代表者及び利用責任者がいること。
- 営利を目的としない団体であること。
- 新規登録団体（令和4年度に登録のない団体または登録はあるが利用実績のない団体）の登録時間は週3時間以内とする。

〈使用料〉

- 校庭 無 料
- 体育館、柔剣道場 電灯電力料の負担
- 1時間当たり体育館は140円、柔剣道場は70円
- 体育館の半面利用は1時間当たり70円

〈提出書類〉

- 白井市学校体育施設開放利用団体登録申請書
- 利用計画書
- 構成員名簿

- ※ 以上の書類とは別に、その他の資料の提出を求める場合があります。

〈登録申請〉

① 定期利用登録

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、定期利用を希望する場合は、令和5年2月1日（水）から令和5年2月22日（水）までに提出書類を揃えて生涯学習課に提出してください。

② 定期利用登録の重複の扱い

定期利用登録申請の際、③の場合を除き、他の定期利用登録申請と重複があったときは、市が指定する日時に市役所に集まっておいただき、団体間で協議していただきます。調整が整わなかった場合は、重複した個所の定期利用登録はできません。

③ スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブの申請と重複した場合、活動内容を審査したうえでスポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブを優先とする場合があります。すべての場合において優先となるわけではありません。

④ 随時登録

団体登録は随時受け付けます。

2月22日を過ぎて団体登録の申請があった場合は随時登録扱いとなり、①で利用申請のない時間・施設のみ令和6年3月31日までの間、団体登録のうえ、定期的に利用することができます。

⑤ 団体登録後の変更・取り消し

やむを得ない理由により、代表者等の変更、または登録の取消しを行う場合は、生涯学習課へ相談のうえ、「白井市学校体育施設開放利用団体登録取消・内容変更届」を提出してください。

学校体育施設開放団体登録にあたっての注意事項

※必読

1. 登録後に登録条件を満たしていないことが判明した場合、登録の取消し、利用を停止または制限する場合があります。
2. より多くの団体が利用できるよう必要以上の時間を登録申請しないでください。
登録後でも利用状況によっては、登録の取消しまたは制限をかける場合があります。
3. 祝日の登録（月～金のみ該当）については、登録曜日が祝日と重なった場合の登録と、祝日のみの登録の二種類があります。
祝日のみの登録は、開放施設は小学校のみで、校庭は午前9時から午後5時まで、体育館は午前9時から午後7時までとなります。
※土日祝日が祝日と重なった場合、祝日の扱いではなく、通常の土日の扱いとなります。
4. 学校行事または市の行事、市が認めたスポーツ行事、内容を審査し認めた地域行事、教育上必要と認められる行事、その他感染症拡大防止、災害対応等のため緊急で使えない場合があります。また、施設整備等によって使えない期間が生じる場合もありますのでご了承ください。
5. 地域の事情により、注意事項がある学校がありますのでご了承ください。
6. (P7) 『**学校体育施設開放利用者遵守事項**』をよく読み、理解したうえで登録申請してください。
7. 毎月行う、翌月の利用申請時に、前月分の学校体育施設開放利用日誌を提出してください。学校体育施設開放利用日誌は、学校開放事業を利用するすべての団体の提出が必要です。
(例：5月20日に6月分の利用申請を行う際、4月1日～30日までの利用が記録された学校体育施設開放利用日誌を提出)
翌月の利用申請時に、前月分の学校開放体育施設利用開放日誌が提出されない場合は、翌月の利用許可を出すことができない場合があります。
※屋内施設を利用した場合は、学校体育施設開放利用日誌の提出の際に合わせて電灯を使用した時間の料金を納入してください。

問い合わせ
白井市教育委員会
生涯学習課 スポーツ振興係
電話 047-401-8953

◎学校体育施設開放利用者遵守事項

学校体育施設開放は、学校及び近隣住民の協力から成り立っています。学校や生徒、学校関係者及び近隣住民の安全・安心が保たれることが最優先です。それらを踏まえて学校体育施設を利用することを理解し、常に学校施設の善良な利用者としての責任を自覚して次のことを厳守してください。

【A. 鍵について】

1. 鍵の借用は、鍵貸出し先【西白井複合センター・白井駅前センター・富士センター・公民センター・桜台センター・白井コミュニティセンター】（以下センターという）で行う。

※学校体育施設開放校及び鍵貸出し先については（P 12）をご参照ください。

※変更が生じる場合があります。

※利用する学校によって貸出し時間、返却時間が異なります。

※鍵の貸出し、返却については、各センター窓口で行ってください。

夜間ポスト、郵便ポスト等への返却は不可。

★借用中、鍵は各団体が責任をもって管理すること。また、鍵の複製は厳禁。

①団体登録指定利用日の鍵貸出し時間

	貸出し時間	返却時間
白井第二小学校	当日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで	当日 17 時 15 分まで 及び、翌日 8 時 30 分から 12 時まで
白井第二小学校 以外	当日 8 時 30 分から 21 時まで	当日 21 時まで 及び、翌日 8 時 30 分から 12 時まで

②翌日の 9 時以前から利用する団体の場合

	貸出し時間	返却時間
白井第二小学校	前日 12 時から 17 時 15 分まで	当日 17 時 15 分まで 及び、翌日 8 時 30 分から 12 時まで
白井第二小学校 以外	前日 12 時から 21 時まで	当日 21 時まで 及び、翌日 8 時 30 分から 12 時まで

③鍵貸出し日及び鍵返却日が休館日（祝日等）にあたる場合

	貸出し時間	返却時間
白井第二小学校	前日 12 時から 17 時 15 分まで	休館日翌日 8 時 30 分から 12 時まで
白井第二小学校 以外	前日 12 時から 21 時まで	

※ 休館日（祝日等）には、鍵の貸出しができないので、その当日の利用や翌日の利用の際には十分注意すること。鍵を借り忘れた場合は利用できません。

2. 利用者は、各センター窓口で学校体育施設利用許可書または、学校施設利用許可書を必ず提示し、鍵貸出簿に必要事項を記入したうえで鍵を借り、返却時は返却時間を記帳すること。
3. 各センターにおける表中掲載時間以降の鍵の貸出し、返却は不可。また、貸出し時間内においても許可書がない場合は鍵の貸出しは不可。
4. 鍵を紛失した場合、速やかに生涯学習課へ連絡すること。鍵の付け替え工事等に係る費用は全て団体が負担すること。また、開放に支障がないと判断されるまで、当該施設は利用中止となります。

【B. 毎月の手続き】

1. 学校体育施設開放利用日誌は利用日ごとに記入し、毎月、翌月分の利用申請の際に教育委員会生涯学習課スポーツ振興係に提出すること。
※学校体育施設開放利用日誌は、学校開放を利用するすべての団体の提出が必要です。
(例：5月20日に6月分の利用申請を行う際、4月1日～30日までの利用が記録された学校体育施設開放利用日誌を提出)
2. 利用団体は、毎月20日以後25日（土、日、祝日は除く）までに教育委員会に学校体育施設利用登録証を持参のうえ、翌月の利用許可を受けること。
また、屋内施設を利用する団体にあつては、学校体育施設利用日誌に記録された内容をもとに、電灯を使用した時間の料金（別表1）を毎月納めること。

★翌月の利用申請時に、前月分の学校体育施設開放利用日誌が提出されない場合は、翌月の利用許可を出すことができない場合があります。

【C. 練習試合等の利用】

1. 登録範囲外に行う大会、練習試合等を実施する場合は『学校施設利用許可申請書』を提出し、『学校施設利用許可書』を利用日の7日前までに受け取る。また、登録範囲内に練習試合等を実施する場合は、『学校施設利用許可申請書』を提出し、『学校施設利用許可書』を利用日の5日前までに受け取る。
2. 練習試合等で駐車場を使用する場合は、『学校施設利用許可申請書』を提出し、『学校施設利用許可書』を受け取る。
3. 練習試合等を実施する場合は、対戦相手（他団体）に対し、ごみ、タバコ等の遵守事項について、事前に周知すること。

【D. 一時利用】

1. 学校体育施設の使用が一時的（一時利用）である場合、白井市学校体育施設開放利用団体登録申請書及び構成員名簿を提出し、団体登録を済ませ『学校施設利用許可申請書』を提出し、『学校施設利用許可書』を利用日の7日前までに受け取る。利用の可否について、事前に生涯学習課へ相談の上、申請書類の提出をすること。

【E. 学校施設利用許可申請書について】

1. 『学校施設利用許可申請書』を学校に提出するときは、すぐに対応できない場合があるため、事前に学校へ連絡し確認するか、後日『学校施設利用許可書』を受け取りに行くなど、学校の指示に従うこと。
2. 駐車場を使用する場合は、利用予定人員の欄に人数と駐車台数を記入すること。

【F. その他】

- ☆ P9、P10「注意事項」「禁止事項」をよく理解し、遵守すること。
遵守されない場合は、登録の取消し、利用の停止、または制限をすることがあります。

【注意事項】

- ・代表者又は利用責任者は、善良な利用団体の代表として、常に利用施設の管理に責任と注意をもって当てること。
- ・利用団体は、活動中必ず許可書を携帯すること。
- ・許可時間を厳守すること。利用者は、許可時間に体育施設に入り、利用後は必ず整理整頓、清掃、戸締まり、整地、消灯、施錠をすること。
- ・機械警備のある施設については確実にセコムをセット（正常な音が鳴っているか確認）して速やかに退出し、退出後正常にセットできた（音が鳴りやんだ）かを確認してから場を離れること。
- ・誤って発報してしまった場合は、速やかにセコムへ連絡し指示に従うこと。また、やむを得ず定められた時間を超過した場合は、翌営業日（業務時間内）に生涯学習課へ報告すること。

セコム担当営業所	連絡先	担当学校
千葉ニュータウン 営業所	0476（46）6476	第二小、南山小、桜台小、 白井中、南山中、桜台中
鎌ヶ谷営業所	047（441）8411	第一小、第三小、大山口小、 清水口小、七次台小、池の上 小、大山口中、七次台中

- ・施設及び設備器具類等の状態を元に戻すこと。破損については、翌営業日（業務時間内）に学校及び生涯学習課に報告し、利用団体が速やかに原状に復旧すること。
- ・忘れ物に注意すること。忘れ物に気が付いた場合は学校へ連絡し、すぐに取りに行くこと。
- ・ごみは必ず全て持ち帰ること。
- ・騒音等、他人に迷惑をかけないこと。
- ・大会やイベントで使用する際は、トイレットペーパーを持参し、利用後、必ずトイレの清掃を行うこと。
- ・生涯学習課及び学校の指示に必ず従うこと。

【禁止事項】

- ・許可を受けていない備品は使用禁止。
- ・許可された施設以外への出入りは禁止。
- ・許可されていない種目及び目的以外の利用は禁止。
- ・学校及び教育委員会に許可なく施設の形状を変えることは禁止。
- ・理由なく学校の設備や備品に触れることは禁止。
- ・許可を受けた団体以外が利用すること（転貸）は禁止。
- ・体育館の倉庫等に私物を置くことは禁止。
- ・駐車場以外への駐車は禁止。
- ・学校敷地内は全面禁煙。（駐車中の車内を含む）
また、学校敷地外であっても、近隣住民へ配慮すること。
- ・学校敷地内での飲酒は禁止。
- ・火気厳禁。
（暖房器具等の発火する恐れがあるものも使用禁止）
- ・危険物の持ち込みは禁止。

別表 1 電灯電力料

施設名	金 額	備 考
体育館	1 時間当たり 1 4 0 円 (片面利用は 1 時間あたり 7 0 円)	1 時間未満の端数については、3 0 分未満は切り捨て、3 0 分以上は 1 時間とします。
柔剣道場	1 時間当たり 7 0 円	
弓道場	実 費	

学校体育施設開放 利用登録可能時間

《土曜日・日曜日・祝日》

学校名	施設名	登録可能時間	備 考
小学校	校 庭	午前 9 時 ～ 午後 5 時の間	※祝日（月～金）のみ登録は、午前 9 時～午後 5 時。
	体育館	午前 9 時 ～ 午後 1 0 時の間	※祝日（月～金）のみ登録は、午前 9 時～午後 7 時。
中学校	体育館	午後 7 時 ～ 午後 1 0 時の間	※白井中学校利用団体は、利用登録時間内に学校敷地内から退出してください。
	柔剣道場	午後 7 時 ～ 午後 1 0 時の間	
	弓道場	午前 9 時 ～ 午後 1 0 時の間	

《平 日》

学校名	施設名	登録可能時間	備 考
小学校	体育館	午後 7 時 ～ 午後 1 0 時の間	
中学校	体育館	午後 7 時 ～ 午後 1 0 時の間	※白井中学校利用団体は、利用登録時間内に学校敷地内から退出してください。
	柔剣道場	午後 7 時 ～ 午後 1 0 時の間	
	弓道場	午前 9 時 ～ 午後 1 0 時の間	

※構成員に中学生以下が含まれる場合、登録時間は午後 9 時 3 0 分までとなります。

※年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日）及び施設の管理上支障がある期間は開放期間外となります。

学校体育施設開放校及び鍵貸出し先

学校名	鍵貸出し先
白井第一小学校	白井コミュニティセンター
白井第二小学校	公民センター
白井第三小学校	富士センター
大山口小学校	西白井複合センター
清水口小学校	西白井複合センター
南山小学校	白井駅前センター
七次台小学校	西白井複合センター
池の上小学校	白井駅前センター
桜台小学校	桜台センター
白井中学校	白井コミュニティセンター
大山口中学校	西白井複合センター
南山中学校	白井駅前センター
七次台中学校	西白井複合センター
桜台中学校	桜台センター

※センター休館日

月曜日、祝日：西白井複合センター、白井駅前センター、桜台センター、富士センター

火曜日、祝日：白井コミュニティセンター

日曜日、祝日：公民センター

学校施設利用許可申請書

見本

年 月 日

白井市教育委員会

様

白井市立

学校長

団 体 名
責任者住所
申請人 氏 名
電 話 番 号

印

下記のとおり白井市立
くださるよう申請します。

学校の学校施設を利用したいので、許可

記

1 利 用 目 的	
2 利 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
3 利用予定人員	
4 利 用 施 設 名	
5 利 用 備 品	
6 備 考	

学校施設利用許可書

見本

年 月 日

様

白井市教育委員会 印

白井市立 学校長 印

下記のとおり白井市立 学校の学校施設の利用を許可します。

記

1 利用目的	
2 利用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
3 利用施設名	
4 利用予定人員	
5 利用備品	
6 備考	

- (注) 1. 防火に留意すること。
2. 清掃整理に留意すること。
3. 施設、設備を破損しないよう注意すること。
4. 騒音等他人に迷惑をかけないこと。
5. 時間を厳守すること。